

定 款

日本テレビホールディングス株式会社

昭和 27 年 10 月 15 日	制定
昭和 28 年 5 月 29 日	変更
昭和 31 年 5 月 30 日	変更
昭和 32 年 1 月 28 日	変更
昭和 32 年 11 月 30 日	変更
昭和 34 年 5 月 30 日	変更
昭和 43 年 11 月 29 日	変更
昭和 44 年 5 月 30 日	変更
昭和 46 年 5 月 28 日	変更
昭和 48 年 11 月 29 日	変更
昭和 49 年 11 月 29 日	変更
昭和 50 年 5 月 30 日	変更
昭和 57 年 6 月 29 日	変更
昭和 63 年 6 月 29 日	変更
平成 3 年 6 月 27 日	変更
平成 6 年 6 月 29 日	変更
平成 12 年 6 月 29 日	変更
平成 13 年 6 月 28 日	変更
平成 13 年 10 月 1 日	変更
平成 14 年 6 月 27 日	変更
平成 15 年 6 月 27 日	変更
平成 16 年 6 月 29 日	変更
平成 17 年 6 月 29 日	変更
平成 18 年 6 月 29 日	変更
平成 19 年 6 月 28 日	変更
平成 21 年 6 月 26 日	変更
平成 22 年 1 月 6 日	変更
平成 23 年 6 月 30 日	変更
平成 24 年 10 月 1 日	変更
平成 27 年 6 月 26 日	変更
2022 年 6 月 29 日	変更

日本テレビホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、日本テレビホールディングス株式会社と称し、

その英文は Nippon Television Holdings, Inc. とする。

第 2 条 (目 的)

当会社は、認定放送持株会社として、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 放送法による基幹放送事業及び一般放送事業
2. メディア事業
3. 放送番組、映画、映像・音声・文字等によるコンテンツの企画、製作、売買、賃貸、興行、配給、輸出入及び斡旋等に関する業務
4. 放送・情報通信機器、電子機器及びこれらの利用技術並びに放送関連技術の開発、売買、賃貸、輸出入及び指導等に関する業務
5. 放送・通信業務に関する施設、設備、機器類等の管理、運営、売買、賃貸及び輸出入等に関する業務
6. インターネット等を利用した、画像、映像、音楽、文字情報におけるコンテンツ企画、制作、配信及び販売等に関する業務

7. 放送番組及び映画のセットデザイン、装飾及びコンピュータグラフィックス等の企画、制作、売買、賃貸及び輸出入等に関する業務
8. 放送・通信に関する顧客の開拓及び管理並びに市場調査等のマーケティングサービスの提供等に関する業務
9. 放送・通信を利用した通信販売の企画、運営及び斡旋等に関する業務
10. 電気通信事業法による電気通信事業
11. 出版物の企画、発行及び売買等に関する業務
12. 著作権、著作隣接権、肖像権、工業所有権、商品化権等の知的財産権の取得、売買、使用許諾、管理、処分等に関する業務
13. 情報の収集、処理、売買及び提供等に関する業務
14. 放送事業に関連する教育・厚生・文化事業の運営等に関する業務
15. 芸能、スポーツ、音楽、演劇、美術、科学、文化公演等のイベントの企画、制作及び興行等に関する業務
16. 録音・録画スタジオ、ライブラリー、スポーツ施設、音楽・映画等の興行場、美術館、展示会場その他イベント関連施設、飲食店及び駐車場の運営等に関する業務
17. キャラクター商品、飲食物、雑貨、衣料品、家具、美術品、貴金属、機械類、生花、チケット、クーポンその他の物品の企画、製造、売買、提供、賃貸、輸出入、取次及び斡旋等に関する業務
18. 新規ビジネスの企画、開発、運用、コンサルティング等に

関する業務

19. 歌手、タレント及び俳優の発掘及び育成等に関する業務
 20. 広告代理業並びに広告物及び商品デザインの企画、制作、売買、賃貸及び輸出入等に関する業務
 21. 不動産の売買、賃貸、管理及び保守等に関する業務
 22. 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務
 23. 労働者派遣事業
 24. 有価証券、出資、持分その他これらに類するもの（前各号の事業を営む会社等の有価証券等に限られない。）の取得、保有、管理、運用及び処分
 25. 子会社・関連会社等の事業活動（前各号の事業に係る事業活動に限られない。）の経営管理またはこれらに対する経営指導、コンサルティング業務もしくはアドバイザリー業務の提供等
 26. 前各号に附帯または関連する一切の業務
- ② 当会社は、前項各号及びこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

第 3 条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第 4 条（機 関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条 (公 告 方 法)

当会社の公告は、読売新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、10 億株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 10 条 (外国人等の株主名簿への記載または記録の制限)

当会社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という。）から、その氏名または名称及び住所等を株主名簿に記載し、または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより、第 1 号から第 3 号までに掲げる者により直接

に占められる議決権の割合とこれらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合（以下、「外国人等議決権割合」という。）が、当会社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の氏名または名称及び住所等を株主名簿に記載し、または記録することを拒むことができる。

1. 日本の国籍を有しない人
 2. 外国政府またはその代表者
 3. 外国の法人または団体
 4. 前各号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体
- ② 前項の規定による場合を除き、前項第1号から第3号までに掲げる者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、または記録されている前項第4号に掲げる者が有し、または有するものとみなされる株式のすべてについて議決権を有することとした場合に、外国人等議決権割合が当会社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、その議決権を制限することができる。

第 11 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き
その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを
株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 12 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款
のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 13 条 (新株予約権無償割当ての決定機関)

新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決
議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による
委任に基づく取締役会の決議により決定する。

第3章 株 主 総 会

第 14 条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主
総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第 15 条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 16 条 (招 集 者)

株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、あらか
じめ取締役会が定める代表取締役がこれを招集する。

② 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役
会が定める順序に従って、他の取締役がこれを招集する。

第 17 条 (議 長)

株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれに当たる。

② 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の取締役がこれに当たる。

第 18 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 19 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 20 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第 21 条 (員 数)

当会社の取締役は、18名以内とする。

第 22 条 (選 任 方 法)

取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 23 条 (任 期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 24 条 (代表取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第 25 条 (招 集 通 知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、さらに短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条 (決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条 (最高顧問、顧問及び相談役)

当会社は、取締役会の決議によって、最高顧問、顧問及び相談役各若干名を置くことができる。

第 29 条 (報 酬 等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条 (取締役の責任免除)

当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第 31 条 (員 数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第 32 条 (選 任 方 法)

監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 33 条 (任 期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 34 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 35 条 (補欠監査役)

当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任することができる。

② 前項の補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 第1項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

④ 第1項の補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。

第 36 条 (招 集 通 知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、さらに短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 37 条 (決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 38 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 39 条 (報 酬 等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 40 条 (監査役の責任免除)

当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 計 算

第 41 条 (事 業 年 度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第 42 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 43 条 (中 間 配 当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第 44 条 (配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

1. 定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上